

喪失届受付表

被保険者喪失届	★組合員の自署が必要です。
喪失日が確認できる書類	★被用者保険加入（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等） 加入日・記号番号・保険者名がわかる加入先の資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
	★転出・市町村国保加入 ・喪失する者の除票及び加入日・記号番号・保険者名がわかる資格確認書又は資格情報のお知らせの写し ・転出先の世帯全員の住民票及び加入日・記号番号・保険者名がわかる資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
	★他の国保組合加入…加入日・記号番号・保険者名がわかる資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
	★生活保護…生活保護適用証明書
	★死亡…死亡日がわかる住民票・戸籍謄本・死亡診断書写し・死体検案書写しのいずれか1点
	★障害認定による広域連合加入…広域連合の資格確認書の写し
	★組合員の広域連合加入に伴うその家族が市町村国保に加入…加入日・記号番号・保険者名がわかる資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
	※届出書類に住民票が必要となる場合⇒ 事実発生日がわかる、省略されていない3ヵ月以内の原本（マイナンバーを含む）
資格確認書	★喪失者の資格確認書の回収 ※特定健診「受診券」（未受診の場合） ※特定保健指導「利用券」（未使用の場合）
	★喪失者の資格確認書が回収できない・遅れた場合は、届書の「誓約欄」に自署が必要です。
資格情報のお知らせ	★喪失者の資格情報のお知らせの回収（70歳以上のみ） ※前期高齢者（70歳以上）の方は資格情報のお知らせの回収が必要になります。
高齢受給者証・特定疾病療養受療証等	★喪失者の高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の回収（交付を受けている者のみ）
被保険者資格喪失証明書の交付	★市町村国保等他の医療保険加入手続きに必要（必要とする場合のみ）
葬祭費の手続き	★家族の方が死亡したとき（給付金）

※手続きの際、身元確認を行っております。
窓口で下記をご提示いただいておりますのでご持参ください。
また、郵送で届出をされる場合は写しを同封してください。

A. ご本人が手続きをされる場合	
①	運転免許証・個人番号カードなど、写真のあるものをいずれか1つ
②	①が無い場合、住民票・戸籍謄本・年金手帳など公的機関の発行した書類をいずれか2つ
B. 代理人の方が手続きをされる場合	
③	委任状（委任状は原本をご提出いただきます）
④	代理人の方の身元確認書類（上記①または②）